

独立行政法人環境再生保全機構の第3期中期目標

平成26年2月28日

変更 平成27年11月13日

変更 平成28年9月30日

【組織の変遷】

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会を統合して、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的に平成16年4月に設立された独立行政法人である。

その後、平成18年に石綿による健康被害の救済等の業務を追加しており、現在、機構では、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等、公害問題から地球環境問題までの幅広い業務を実施している。

また、平成28年10月から研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を追加して実施することとなった。これは、今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を提示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）において、環境省本省で行っていた競争的資金である環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）について、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められたことや、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等において、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管等を通じて、弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められていたことから、平成28年4月、独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、機構が推進費の配分業務等を実施することになったことによる。

【第2期中期目標期間の実績】

機構では、第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）において、関係者のニーズを把握しつつ、業務の改善・見直しを進めるなどして、以下のとおり各種業務を実施してきたところである（平成24年度末現在の業務実績を以下記載）。

1. 公害健康被害補償業務

全国約3万9千人の認定患者に支給する補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、民間競争入札によって決定された委託事業者への指導及び納付義務者への対応を的確に実施した。

その結果、平成23年度には、東日本大震災の発災にもかかわらず、全ての年度で汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率99%以上を維持した。

2. 公害健康被害予防事業

機構が直接実施する事業については、ぜん息等の発症予防・健康回復に関する研究や局地的な大気汚染の改善に関する研究を実施した。また、ぜん息患者等のニーズを踏まえた講演会等の開催、パンフレットの提供等の知識普及事業を実施するとともに、予防事業に従事する地方公共団体職員等を対象にした研修等を実施した。

地方公共団体が行う事業への助成については、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化を図った。

3. 地球環境基金業務

国の環境政策に整合した形で、全国的な規模の環境保全活動や全国的見地からモデル性の高い活動、開発途上地域における活動等への助成を行うとともに、それら環境保全活動の振興に必要な研修、情報の収集、整理及び提供並びに調査事業を実施した。

4. PCB廃棄物処理基金による助成業務

中小企業者等のPCB廃棄物処理費用に対する助成金の交付の透明性・公正性を確保するため、審査基準や、これに基づく助成事業や振興事業の実施状況等をホームページ等で公表した。

5. 最終処分場の維持管理積立金の管理業務

最終処分場の維持管理積立金の適切な管理を行い、積立者に対して運用利息等の情報提供を定期的の実施した。

6. 石綿健康被害救済業務

石綿健康被害救済制度については、平成22年の指定疾病の追加、平成23年の特別遺族弔慰金の請求期限の延長などの拡充が図られたところであり、これらの制度拡充への対応も含め、認定申請等の受付、認定等の処分（環境大臣への医学的判定の申出を含む。）、救済給付の支給、制度周知のための広報等の業務を適切に実施した（制度発足～平成24年度末の認定件数：8,647件）。

7. 債権管理回収業務

旧環境事業団が実施した公害防止・環境保全事業に係る債権の管理回収業務につ

いて、サービサーの活用など個別債権の管理強化を行うことにより、第2期中期目標期間中に正常債権以外の債権の残高を300億円以下に圧縮するという目標を1年前倒しで達成した。

【環境行政が抱える諸課題と基本的施策の方向性】

環境省が所掌する業務は、平成13年の省庁再編による廃棄物リサイクル対策業務の追加を始め、直近では、東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染対策（放射性物質の汚染状況の把握、指定廃棄物の処理、中間貯蔵事業など）の業務が追加されるなど、年々拡大を続けている。

この間、第4次環境基本計画、第3次循環型社会形成推進基本計画、生物多様性国家戦略(2012～2020)の策定など、環境行政には一定の進展が見られた一方で、新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化するとともに、かつて我が国が経験したような深刻な公害被害が生じかねないような環境汚染が顕在化している地域も増えている。また、国内においても、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、多くの課題が残されている。

加えて、東日本大震災の被害や影響を契機に、多くの国民が、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会の在り方を見つめ直すなど、国民の間に価値観や意識の大きな変化が生じてきており、こうした変化にも対応した施策の推進が求められている。

こうした課題に対応していくためには、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時達成する社会の創造に向け、地域から世界までを視野に入れ、また、環境、経済、社会の三つの側面を総合的に向上させていく施策を展開していくことが求められている。

とりわけ、地球温暖化対策の分野についてみれば、我が国では、第19回気候変動枠組条約締約国会議において、2020年度の温室効果ガス排出削減目標を2005年度比で3.8%減とするという新たな目標を表明したところであるが、この目標は、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、世界最高水準の省エネを更に進め、再エネ導入を含めた電力の排出原単位の改善、フロン対策の強化、二国間オフセット・クレジット制度、森林吸収源の活用など、最大限の努力によって実現を目指す野心的な目標となっている。

このような目標の達成に向け、政府としては、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していくため、現行の石油石炭税に対するCO₂排出量に応じた税率の上乗せを実施するなど税制面での対策を図ることはもとより、様々な地球温暖化対策の強化を図っているところである。

政府による地球温暖化対策の推進により、地方公共団体や民間からも取組への支援のニーズも年々高まり、その事業規模も急速に拡大しているところであり、その実施に当たっては、従来にも増して、よりきめ細やかな対応が必要とされ、さらに、事務量が増加することが見込まれている。

また、安全・安心な生活を実現するため、環境行政の基盤とも言える公害対策等について、常時監視体制の強化や海外への技術協力の推進等による微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の実施や石綿の飛散防止対策の強化をはじめとする大気・水環境の保全対策の推進、公害等の健康被害の予防を通じた被害者の発生の未然防止や汚染者負担の原則を踏まえた被害者への救済等による環境保健対策の推進、多種多様な化学物質による環境リスクを低減するための包括的な対策の推進等を図るとともに、事業活動等のグリーン化の推進や環境教育等を通じた人づくりなどの取組のより一層の推進が求められている。

【機構が所掌する事務事業を取り巻く現状等】

機構は、環境政策の実施機関である独立行政法人として、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る事務事業を実施してきたところであるが、上記のような環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭に置きつつ、現在、機構が所掌する事務事業を取り巻く現状を、以下のとおり十分に認識した上で、引き続き、各事務事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

1. 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償業務の実施により、認定患者の健康回復や生活の安定が図られているが、補償等を必要とする認定患者は、現在においても約3万9千人存在しており、引き続き同業務を迅速かつ的確に実施しなければならない現状にある。

また、補償に必要な費用（賦課金）の徴収先である汚染原因者の数は、ピーク時とほぼ変わらず、全国に約8千4百事業者存在しており、依然として、同事業者から提出される申告額の修正も多数発生しているなど、今後も、効果的な実地調査の実施等による賦課金の的確な徴収に務めなければならない状況にある。

2. 公害健康被害予防事業

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条に規定される予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきたぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的としている。当該予防事業は、補償と一体として実施されており、引き続き、ぜん息患者等のニーズを踏まえた事業の実施と事業効果についての積極的な情報提供が求められている。

3. 地球環境基金業務

環境問題の解決のためには、行政、企業、NPO等の多様な主体の参加・参画、連携・協働による取組が不可欠であるが、そのうち、民間団体による環境保全活動の支援は、環境基本法及び第4次環境基本計画において、国の責務で実施すべきとされており、持続的な環境保全活動を推進するために必要な支援等を引き続き実施

する必要がある。

また、それら事業の費用は、国や民間の出えん金により造成される基金の運用益で賄うこととされているが、基金の造成状況は、平成 24 年度末現在、141 億円にとどまっており、事業費の多くを国による運営費交付金で賄っている現状を踏まえ、基金の造成により一層努めなければならない。

4. PCB 廃棄物処理基金による助成業務

我が国における PCB 廃棄物の処理は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）に基づき行われている。

PCB 廃棄物を安全かつ確実に処理するため、これまで実事業レベルでは例のない化学処理を採用したこともあって、事業開始後に判明した課題への対応の結果、処理が当初計画通りに進まず、PCB 特措法施行令で規定する処理期限（平成 28 年 7 月）までに処理を完了することが困難な状況となったため、平成 24 年 12 月に同令を改正し、平成 39 年 3 月まで処理期限を延長したところである。

中小企業者等が保有する PCB 廃棄物も、平成 28 年までに完遂できる状況にはなく、延長された期限までに確実に処理が行えるよう、引き続き中小企業者等の処理に必要な助成を継続しなければならない現状にある。

5. 維持管理積立金の管理業務

維持管理積立金は、廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保することを目的として積み立てられているものである。

最終処分場の維持管理は、埋立終了後も概ね 20 年程度にわたり継続されるものであり、当該維持管理に係る費用の確保を確実に実施するため、引き続き、それらの費用の積立て及び取戻し等の管理を適切に行う必要がある。

6. 石綿健康被害救済業務

石綿による健康被害への対応については、その特殊性に鑑み、平成 18 年に制定された石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）に基づき、石綿による健康被害を受けた者等を認定し、救済給付等の業務を行ってきたところである。

その後、石綿健康被害者のすき間ない救済を行うべく、指定疾病の追加（平成 22 年 7 月）や特別遺族弔慰金の請求期限の延長（平成 23 年 8 月）、肺がん等の判定基準の見直し（平成 25 年 6 月）など石綿健康被害救済制度の改正を経て、現在に至っているが、石綿健康被害は、ばく露から発症までに非常に長期にわたり、今後も、当面、石綿健康被害患者が増加する傾向にあると見込まれるなど、引き続き、石綿健康被害者への救済等を行わなければならない状況にある。

7. 環境研究総合推進業務

環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に必要な不可欠なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、推進戦略では、推進費の更なる成果をあげるため、より専門性の高い運営体制の構築や研究成果を最大化するための運営体制の効率化が望まれている。

具体的には、研究者への助言や進捗管理の体制の強化、予算の弾力的な執行等による研究者にとっての利便性の向上や、審査・評価等の業務の効率化が図られるような体制の構築が求められている。

8. 債権管理回収業務

公害防止・環境保全事業に係る債権の回収は順調に進んでいるものの、今後回収しなければならない債権は、依然として630億円(平成24年度末現在)にもものぼり、引き続き、個別債権の管理強化と債権回収の効率化を図るなどして、更なる正常債権以外の債権の圧縮に努めなければならない現状にある。

【機構の必要性とその役割】

独立行政法人においては、無駄の排除と効率的かつ迅速適正な業務運営により、より質の高い行政の実現が求められている。

機構においても、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る課題の解決に向け、以下のとおり、これまでのノウハウを最大限活かした、業務横断的な視点による無駄のない効率的かつ迅速適正な業務運営が求められている。

1. 公害等による健康被害者への対応

公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務は、必要とされる一般的な行政サービスの提供ということだけにとどまらず、国や地方自治体と健康被害者との交渉や日本の公害対策等の歴史を踏まえた、被害者視点に立った最大限の配慮の下に迅速かつ的確に行われる必要がある。

また、これらの業務は、直接被害者に接し、又は、被害者に関する情報を取り扱うことから、被害者への接遇や関係情報の管理に当たっては、一般的に行われている事務事業よりも、慎重かつ丁寧で厳重な対応が求められる。

機構は、公害患者への補償及び予防の事業を実施してきた前身の公害健康被害補償予防協会時代から遡れば、我が国が激甚な公害に見舞われていた昭和49年より、そうした公害患者への補償等の業務を実施してきており、それら業務に必要な幅広い知見と経験を蓄積してきている。さらに、平成18年より、ばく露から発症までに非常に長期にわたり、かつ、原因者を特定することが困難で健康被害の発症状況も異なる石綿による健康被害者への救済業務を実施してきており、多様な健康被害者へのきめ細かい対応を行ってきた。

環境省の施策体系においても、これらの公害健康被害対策(補償・予防)、石綿

健康被害救済対策、環境保健に関する調査研究等を環境保健対策の柱として位置づけており、これまで機構が蓄積した豊富な知見と経験を最大限活かして、こうした被害者への救済等の業務をより迅速かつ的確に実施していくことが求められる。

2. 民間団体による環境保全活動等の持続的発展に向けた支援への対応

環境問題の解決のためには、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根差した知恵を活用していくことが重要であり、行政や民間団体等の多様な主体の参加・参画、連携・協働が必要であることから、民間団体による取組の推進は益々重要になってきている。

機構においては、公害健康被害の予防事業において、様々な団体との連携により事業を実施し、事業参加者へのアンケート調査を通じてニーズの把握に努め、効果的な事業の実施を模索し実践している。また、民間団体による環境保全活動については、地球環境基金による助成や民間団体の活動の振興に役立つ事業について、例えば、COP10に向けた生物多様性問題への重点助成や震災復興に向けた関連事業への重点助成など、ニーズを踏まえた事業を実施してきている。

一方、民間団体による活動を持続的に発展させていくためには、単にニーズの把握とその反映に留まらず、民間団体の活動においてどのような取組が効果的か、これまでのノウハウを最大限活かしてより効果的に取り組む必要がある。

機構には、前身の環境事業団の時代も含め、20年にわたり地球環境基金を活用した助成事業等を実施するなどの実績を有しており、そうした豊富な事業実績から、成功事例や失敗事例を類型化し評価分析するなどして、過去の有用な経験等を将来の取組へと最大限に活かしながら、民間団体による環境保全活動等の持続的発展を推進することが求められる。

環境行政の施策体系においても、環境政策の基盤整備等に位置づけられていることはもとより、第4次環境基本計画においても、幅広い環境問題の解決に必要とされており、これまで機構が蓄積した豊富な知見と経験を最大限活かして、こうした民間団体による活動を推進していくことが求められる。

3. 事業の原資となる資金の徴収・運用・分配等への対応

機構では、本来、国が行うべき事業であったものについて、公益目的のために事業者等から徴収、積立て、出えんされた金銭や政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の金銭を集め、これをそれぞれの制度の目的に従い分配する業務等を担ってきた。

資金の徴収等については、例えば、汚染負荷量賦課金のように、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、実地調査の実施などきめ細かい適切な対応が求められている。

また、資金の運用方法については、地球環境基金や公害健康被害予防基金のように、基金を取り崩さずにその運用益で行うものと、PCB廃棄物処理基金や石綿健

康被害救済基金、最終処分場維持管理積立金のように、基金等を取り崩して行うもの到大別されるが、いずれも、安全性を最優先としながらも効率的な運用を行う必要があるとともに、その分配においても、公正を確保しつつ適格に実施していくことが求められている。

機構においては、資金の徴収等に当たり、例えば、これまでのノウハウを活かした適切な実地調査等、公平な徴収の確保に向けた、より効果的な業務の遂行が求められる。

また、保有する多額の資金については、安全性を最優先としながらも、利率の高い債券等の購入判断を行うなど、各資金の特性に応じた効率的な運用を統合的に行う必要があり、豊富な資金管理運用のノウハウを活かしたより効率的な運用と分配の事務の遂行が求められる。

【機構が目指すべき姿】

機構は、これまで、公害問題から地球環境問題までの多岐に渡る業務を迅速かつ適切に行ってきた実績を有しており、毎年度の業務実績評価においても一定の評価がなされてきたところである。

今後とも、前項で示した機構が担うべき役割の重要性を十分認識しつつ、これまで培ってきた知見や経験を最大限活かしながら、業務をより効率的かつ効果的に実施するなどして業務に邁進していくことが求められる。

他方、環境行政に求められる期待と役割は益々大きなものとなっており、環境行政の中核を担う環境省の業務も年々拡大の一途を辿っている中、「効率的で質の高い行政」を実現していくためには、業務の一部を、可能なものについては外部の実施機関にアウトソーシングするなど、業務の実施体制の効率化も求められている。

このため、独立行政法人として、環境政策の実施機関である機構においては、こうしたニーズにも適切に応えられるよう、現行の資金の確保・運用・分配能力をさらに発展させるなど、法人全体の施策実施能力をより高めつつ、積極的にその対応の検討を行っていくことが求められる。

I. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70% 以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

3. 調査研究

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成24年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

6. 助成事業

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

(2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

3. 地球環境基金の運用等について

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

<PCB廃棄物処理基金による助成業務>

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

<維持管理積立金の管理業務>

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。

(2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

3. 制度運営の円滑化等

(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。

(2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。

(3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。

(4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

4. 救済制度の広報・相談の実施

(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。

(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

6. 救済制度の見直しへの対応

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

<環境研究総合推進業務>

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会の実現に向けた環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究及び技術開発等（エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する研究及び技術開発（特定の産業の発達、改善、調整を目的としているもの）に係るものを除く。）を実施する推進費の研究成果の最大化に向けた事業の高度化、効率化に資するため、次の取組を実施する。

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。

また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

【難易度：高】

直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。

【重要度：高】

推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e - R a d）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底

や啓発を図る。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に

従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと。

ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費

（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。

(2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に行うこと。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

V. その他の業務運営に関する重要事項

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。